



有機溶剤健康診断 電子申請義務化ガイド

この資料は、有機溶剤を取り扱う事業所の責任者向けに、健康診断の実施義務と2025年1月からスタートしている電子申請義務化について解説します。法令遵守と従業員の健康管理のために必要な知識と手順を記載しています。

一般社団法人 日本ハウスコーティング協会

有機溶剤健康診断の法的義務と対象

実施義務

屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、以下のタイミングで医師による有機溶剤健康診断が必要です：

- 雇入れの際
- 当該業務への配置替えの際
- その後6月以内ごとに1回、定期的に

対象となる有機溶剤

第一種有機溶剤、第二種有機溶剤を使用して有機溶剤業務に常時従事する労働者が対象となります。

第三種有機溶剤のみを使用する労働者は特殊健康診断の対象ではありませんが、屋内業務に従事する場合は一般健康診断を実施する必要があります。

特別有機溶剤

がん等の重篤な健康障害を及ぼすおそれのあるものについて、特定化学物質として規制強化された有機溶剤です。

エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素など12種類が指定されています。

2023年から2024年にかけて労働安全衛生規則などが改正され、有機則や特化則の特殊健診を6ヶ月に1回から1年に1回に減らすことができるようになりました。ただし、これには作業環境測定結果が第一管理区分であることなどの一定の条件があります。

有機溶剤健康診断の特徴と検査項目

検査項目の特徴

有機溶剤健康診断では、一般的な健康診断項目に加えて、使用する有機溶剤の種類に応じた特定の尿中代謝物の測定が行われます。これにより、体内への有機溶剤の取り込み量を客観的に評価できます。

主な検査項目

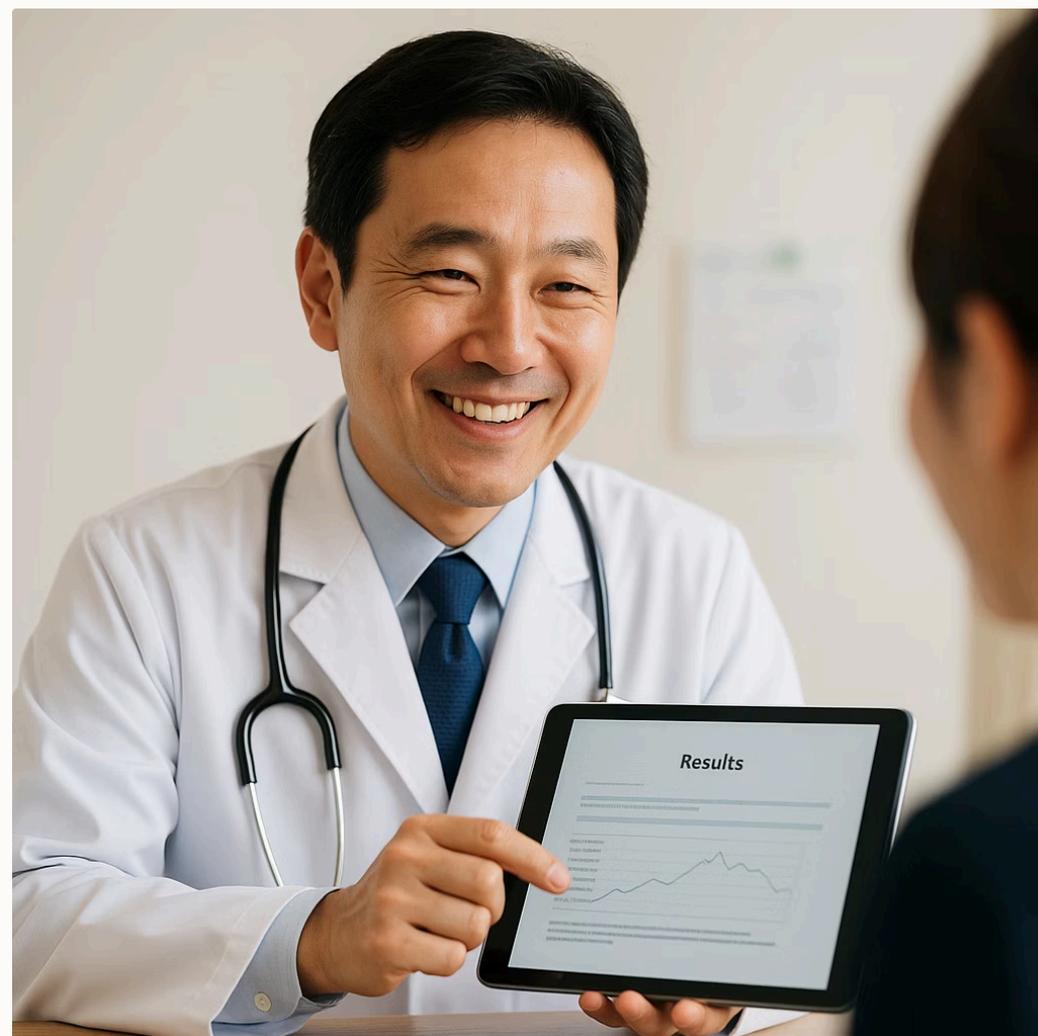
- 業務歴の調査
- 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 尿中の代謝物検査（有機溶剤の種類に応じて）
- 肝機能検査
- 貧血検査
- 神経学的検査

特殊健康診断を受信できる病院リスト

特殊健康診断は、実施している病院も少なく、また、受付していると記載されていても実際には受診できない病院も多いのが現状です。事前に、近隣の病院へ連絡し特殊健康診断を受診できるのかの事前確認が必須です。

厚生労働省の病院リストサイト

<https://www.mhlw.go.jp/content/001238372.pdf>



特殊健康診断の結果は、個々の労働者の健康状態だけでなく、作業環境や作業方法の改善にも活用されます。検査結果を基に適切な措置を講じることで、有機溶剤による健康障害を予防することが可能になります。

6ヶ月

標準検査間隔

法令で定められた標準的な検査間隔（条件により1年に変更可能）

3年間

記録保存期間

健康診断の記録は3年間保存する義務があります

30日

報告期限

健康診断実施後、結果を30日以内に労働基準監督署へ報告する必要があります

事業者の責務と対応



健康診断の実施

法定の時期に漏れなく実施し、全対象労働者の受診を確保します。



結果の評価と記録

医師による診断結果を適切に評価し、法定期間（3年間）保存します。



事後措置の実施

有所見者に対して、就業上の措置や作業環境改善など適切な対応を行います。



結果の報告

健康診断結果を労働基準監督署へ報告します（2025年1月からは電子申請が原則）。

⚠ 注意点

健康診断の実施のみならず、結果に基づく事後措置も事業者の重要な法的義務です。健康診断で有所見者が発見された場合は、医師の意見を聴取し、必要に応じて作業転換、作業時間の短縮、作業環境の改善等の措置を講じてください。

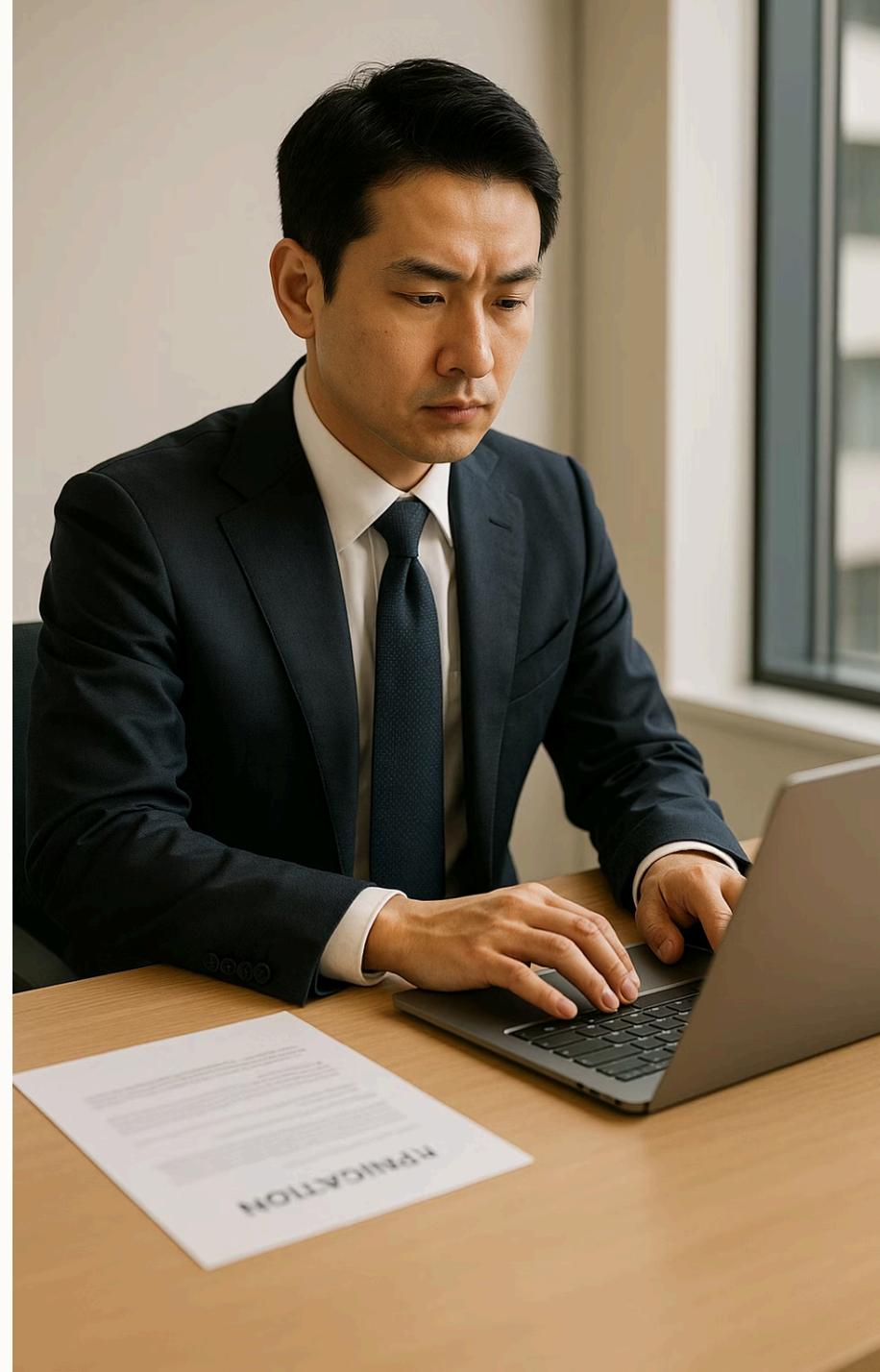
特に作業環境の定期的な測定と改善は、有機溶剤による健康障害を予防する上で非常に重要です。第一管理区分（適切な管理状態）を維持することで、健康診断の頻度を年1回に減らせる可能性があります。

電子申請義務化の概要

- 1 — 2023年～2024年
労働安全衛生規則の改正
有機則や特化則の特殊健診頻度を条件付きで年1回に変更可能に
- 2 — 2024年12月31日まで
従来の紙による報告が可能
紙の報告書に記入し労働基準監督署へ持参または郵送
- 3 — 2025年1月1日以降
電子申請が原則義務化
e-Gov電子申請システムによるオンライン申請が基本
紙による提出は原則廃止（経過措置あり）

□ 経過措置について

電子申請環境が整っていない場合は、当分の間、新様式の紙による提出も可能です。ただし、従来の古い様式は使用できません。長期的には電子申請への移行が求められます。



電子申請の準備と必要事項

1

電子証明書の取得

- 法人の場合：商業登記電子証明書を法務局で取得
- 個人事業主の場合：公的個人認証サービス電子証明書を準備
- ICカードリーダーの準備

2

e-Govアカウントの作成

- e-Gov電子申請システムにアクセス
- 「利用者登録」から登録手続きを実施
- 法人情報または個人情報を入力
- メールアドレス認証を完了
- 電子証明書を登録

3

必要情報の準備

- 事業所基本情報（名称、所在地、事業者番号等）
- 健康診断実施情報（実施期間、実施機関名等）
- 健康診断結果データ（受診者数、有所見者数等）
- 事後措置実施状況

4

システム環境の確認

- 推奨ブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox最新版）
- ポップアップブロック解除設定
- JavaScriptとCookieの有効設定
- 電子申請用のソフトウェアの準備

① 代替アカウント

e-Govでは、以下の外部認証サービスのアカウントでもログインできます。

- GビズID
- Microsoftアカウント
- Googleアカウント

これらのアカウントを利用する場合は、e-Govアカウント登録手続きは不要です。

電子申請の手順

1 e-Govシステムへのログイン

e-Gov電子申請システムにアクセスし、取得した電子証明書またはアカウントを使用してログインします。

2 申請書の検索・選択

「申請・届出」から「有機溶剤等健康診断結果報告」を検索し、管轄の労働基準監督署を選択します。

3 申請者情報の入力

法人または個人事業主の基本情報と連絡先情報を入力します。

4 事業所情報の入力

事業所名、所在地、事業者番号、業種などの基本情報を入力します。

5 健康診断実施情報の入力

実施期間、健康診断機関名、対象業務、有機溶剤の種類などを入力します。

6 健康診断結果の入力

受診者数、有所見者数、事後措置状況などの結果データを入力します。

7 添付書類の登録

必要に応じて健康診断結果一覧表や医師の意見書などを添付します。

8 内容確認・申請

入力内容を最終確認し、「申請する」をクリックして完了します。

申請完了後は受付番号を控え、「申請状況照会」から進捗を確認することができます。補正指示がある場合は速やかに対応してください。通常、1～2週間程度で処理が完了します。



社会保険労務士による代行申請と経過措置

社会保険労務士による代行申請

電子申請の知識や環境が整っていない場合は、社会保険労務士に電子申請を依頼することも可能です。

必要書類

- 提出代行に関する契約があることを証明する書面
- 社会保険労務士証票の写し

これらの書類をPDF形式で電子申請に添付する必要があります。費用は社労士によって異なりますので、事前に確認することをお勧めします。

経過措置（紙での申請）

電子申請環境が整わない場合は、当分の間、経過措置として新様式の紙による提出が可能です。

経過措置の条件

- 電子申請を行う端末を所有していない
- インターネット環境が整っていない
- その他、電子申請が困難な理由がある

⊗ 必ず新様式の紙の報告書を使用してください。従来の古い様式は2025年1月1日以降は使用できません。新様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

電子申請に関するよくある質問

“ 電子申請に必要な費用はありますか？

申請自体に手数料はかかりませんが、電子証明書取得費用（約7,900円）や証明書の更新費用（年間）、ICカードリーダー（約3,000円～）などの初期費用が必要です。

“ 電子証明書の有効期間はどれくらいですか？

法人の商業登記電子証明書の有効期間は発行日から27ヶ月間です。期限が切れる前に更新手続きが必要です。

“ 小規模事業所でも電子申請は義務ですか？

事業所の規模に関わらず、2025年1月1日以降は原則として電子申請が義務化されます。ただし、電子申請環境が整わない場合は経過措置があります。

“ 複数の事業所がある場合はどうすればよいですか？

事業所ごとに別々の報告が必要です。ただし、同一の電子証明書で複数の事業所の申請が可能です。

“ 申請後に内容の修正は可能ですか？

申請後の修正はできません。労働基準監督署から「補正指示」があった場合のみ、指示に従って再申請することになります。

“ パソコンが苦手ですが、対応できますか？

基本的なパソコン操作ができれば対応可能です。不安な場合は、社会保険労務士への依頼や、社内の情報システム部門への相談をお勧めします。

② お問い合わせ先

電子申請システムの技術的な問題については、e-Gov電子申請ヘルプデスクにお問い合わせください。制度に関する問い合わせは、管轄の労働基準監督署または都道府県労働局にご連絡ください。

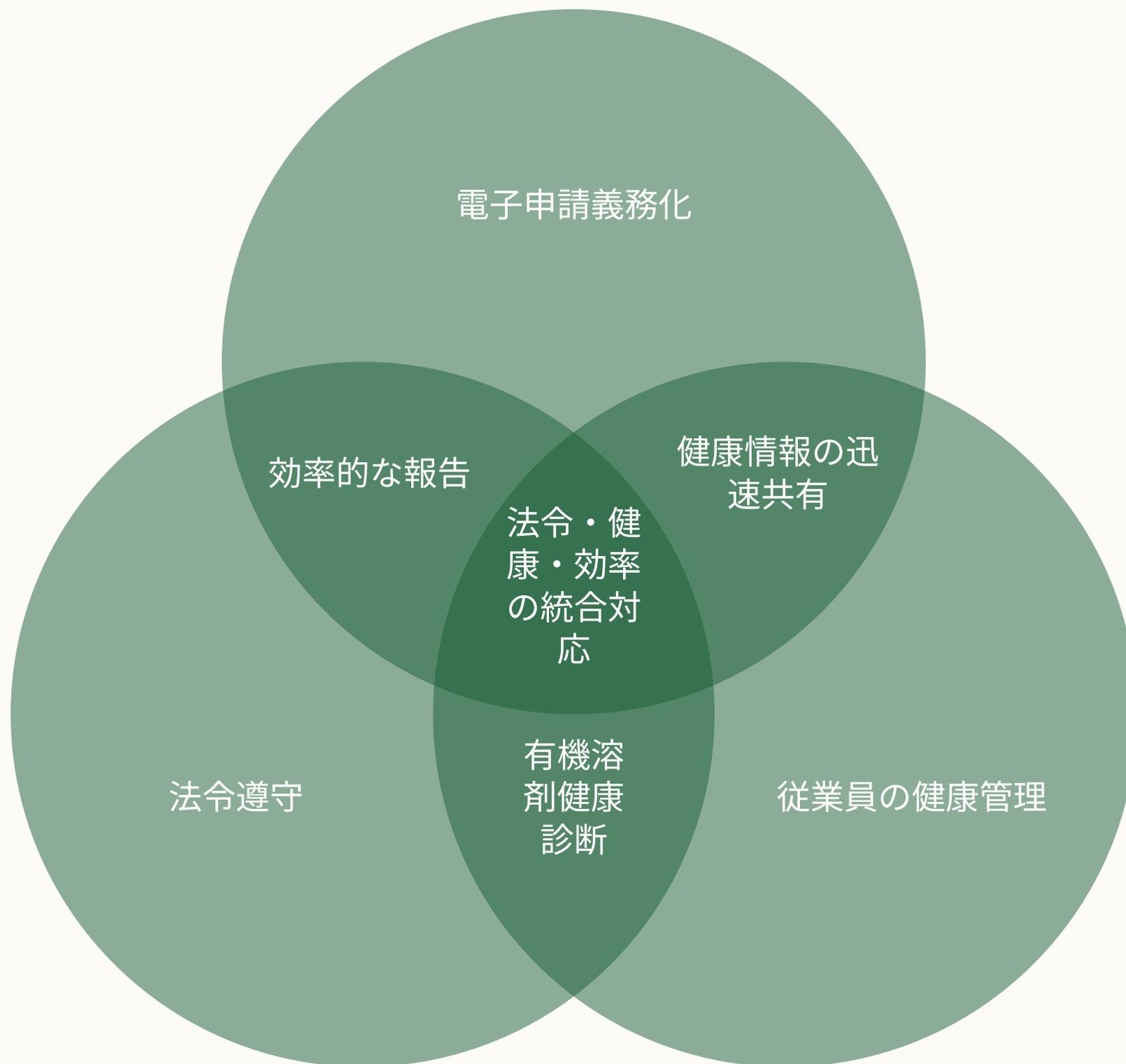
まとめ：準備スケジュールと対応のポイント

至急対応事項

- 電子証明書の取得手続きを開始する
- e-Govアカウントを作成し、操作に慣れておく
- 電子申請に必要な機器・環境を整備する
- 社内の申請担当者を決定し、教育・訓練を実施する

2025年1月以降の継続対応

- 有機溶剤健康診断を適切なタイミングで実施する
- 健康診断結果を電子申請で遅滞なく報告する
- 健康診断結果に基づく事後措置を適切に実施する
- 記録を適切に保管し、次回の健康診断に活かす



有機溶剤を取り扱う事業所の責任者として、法令に基づく健康診断の実施と結果報告は重要な義務です。2025年1月からの電子申請義務化に向けて、早めの準備と体制整備を行うことで、スムーズな移行が可能になります。従業員の健康管理と法令遵守を両立させ、安全で効率的な職場環境の構築にお役立てください。